

過誤の流れについて

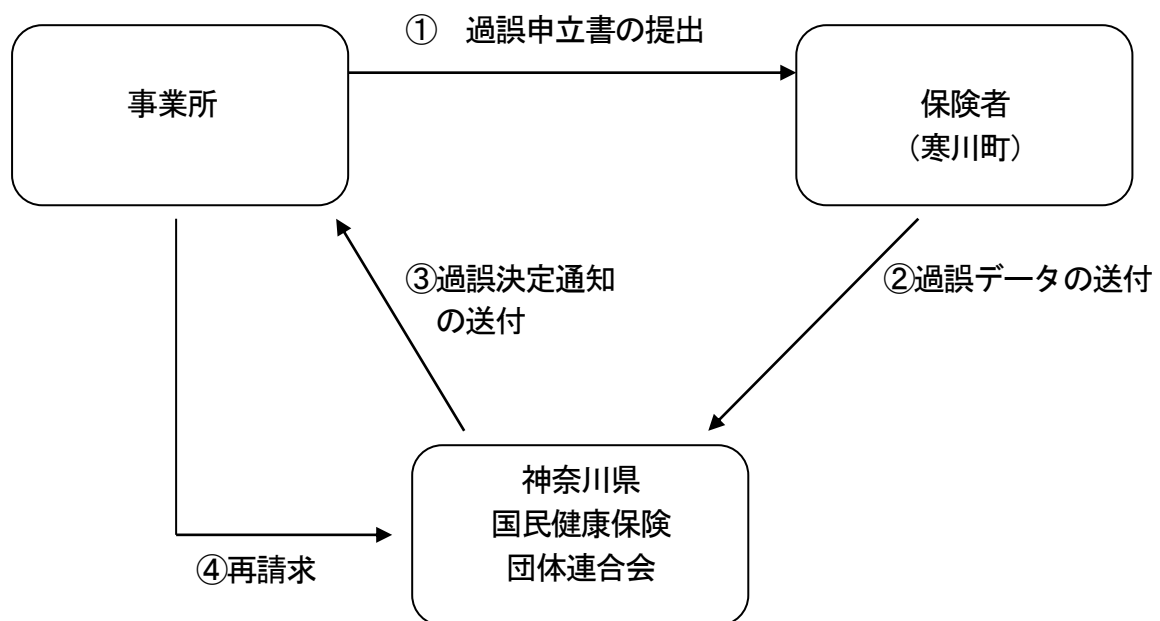
過誤とは

- ・ 国保連合会において、審査決定済み(支払済)の請求を取り下げる処理となります。

過誤申立時の注意点

- (1) 以下の請求明細書については、過誤申立処理はできません。
 1. 同一審査月内に提出した場合
 2. 同一審査月内に給付管理票の「修正」または「取消」がある場合
 3. 既に返戻されている場合
 4. 保留されている場合
- (2) 請求明細書本体の請求額が全額調整されます。(請求金額の部分調整が不可能)

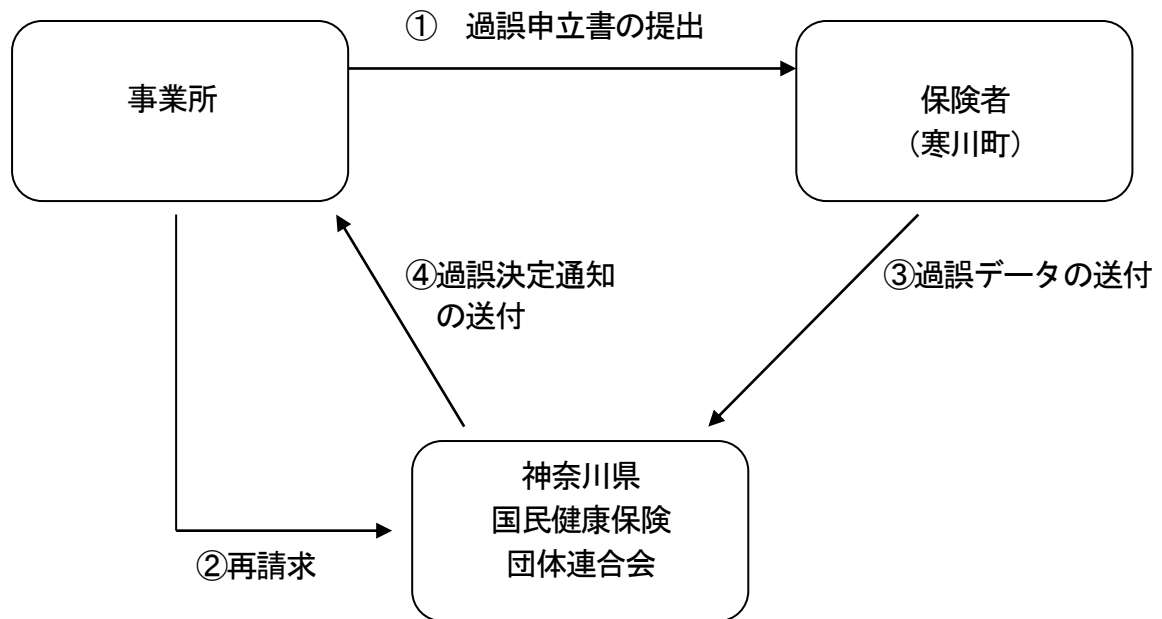
※通常過誤の流れ



〈例〉 4月サービス分の請求明細書について、6月に過誤処理を行う場合

- ① 6月10までに、過誤申立書を「寒川町」に提出する。
- ② 6月15日までに、「寒川町」は、「神奈川県国民健康保険団体連合会」へ過誤申立データを送付する。
- ③ 6月末～7月初に、「神奈川県国民健康保険団体連合会」から、過誤申立書を提出した「事業所」に、「介護給付費過誤決定通知書」が送付される。
(7月25日に支払われる金額で、過誤金額が調整されます。)
- ④ 「事業所」は、7月以降に再請求を行う。

※同月過誤の流れ



〈例〉 4月サービス分の請求明細書について、6月に過誤処理を行う場合

- ① 6月10までに、過誤申立書を「寒川町」に提出する。
- ② 「事業所」は、6月10日迄に再請求を行う。
- ③ 6月15日までに、「寒川町」は、「神奈川県国民健康保険団体連合会」へ過誤申立データを送付する。
- ④ 6月末～7月初に、「神奈川県国民健康保険団体連合会」から、過誤申立書を提出した「事業所」に、「介護給付費過誤決定通知書」が送付される。
(7月25日に支払われる金額で、過誤金額が調整されます。)